

31 静保生第 6370-1 号
令和 2 年 1 月 30 日

公衆浴場業営業者 各位
施設管理者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課)

公衆浴場業における新型コロナウイルス関連肺炎に係る対応について（通知）

日頃より、本市の生活衛生行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年 12 月から新型コロナウイルス関連の肺炎と診断される症例が多数報告されております。

また、現在日本国内においても新型コロナウイルスに関連した感染症の発症者が増加しております。

つきましては、下記に留意し、貴施設の衛生管理の向上を図られますようお願いいたします。

記

1 施設の衛生管理について

新型コロナウイルスによって引き起こされる感染症については、発熱及び呼吸器症状（咳等）を呈した後、肺炎に至ることがあります。ウイルスに感染した方の咳などの飛沫を介して感染するため、施設利用者が頻繁にふれる場所について、以下の方法で消毒を行ってください。

① 利用者の触れる場所

ドアノブ、手洗い場の蛇口とシンク、トイレの水洗レバー、手すり、シャワー蛇口、自動販売機のボタン、エレベーターのボタン等が対象になります。

② 消毒剤のつくり方（手指消毒には使用しないでください。）

物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム（0.1%濃度）が有効であることが分かっています。市販の塩素系漂白剤の次亜塩素酸ナトリウム濃度は5～6%です。

購入した塩素系漂白剤の使用方法に従い、希釈してください。

（参考）6%次亜塩素酸ナトリウム 50ml を水 3L で希釈します（0.1%）

③ 作った消毒剤を利用者の触れる場所に噴霧し、ペーパータオルでふきとります。その時、一度ふき取ったペーパータオルで別の部分は絶対に拭かないようにしてください。

（裏面もあります）

2 貸したオル、貸し着衣等の取り扱い及び洗濯方法

- ① 利用者ごとの使用としてください。
- ② 使用済みのものと未使用のものの保管場所を明確に分けてください。
- ③ 使用済みのものの洗濯は、次に掲げるいずれかの工程を含む方法で行ってください。
 - ア 洗濯物を摂氏 80 度以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程
 - イ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程
 - ウ 四塩化（パークロル）エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で摂氏 50 度以上に保たせ、10 分以上乾燥させる工程
- ④ ③によることができない場合は当面の間クリーニング業者に消毒を含む洗濯を依頼してください。

3 浴槽及び浴槽水の管理

条例に従い管理を行ってください。

4 施設利用者に対して

- ① 手洗いの励行を呼びかけてください。施設の出入り口に手指消毒薬を設置し、利用を推奨することも有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。
- ② タオルの共用及び使いまわしをしないように注意喚起をしてください。

5 従業者に対して

咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を推奨してください。手指消毒薬の利用も有効です（手など皮膚の消毒を行う場合には、消毒用アルコール（70%）が有効です）。

<問い合わせ先>

静岡市保健所

生活衛生課 生活衛生係

電話 054-249-3155、3156